

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	産業観光部 商工振興課
委 託 業 務 番 号	令和6年度 長商工第10号
委 託 業 務 名 称	長浜市産業振興ビジョン推進業務委託
委 託 業 務 場 所	長浜市内
業 務 の 概 要	本業務は、第3期長浜市産業振興ビジョンの具現化に向けて、長浜商工会議所・長浜市商工会等との連携、役割分担の中で、一般社団法人長浜ビジネスサポート協議会に産業支援人材等を集中させ、スケールメリットを最大限に生かしながら、「待つ」のではなく能動的に行動し、これまでの枠組みや価値観を超えた新しく自由な発想で、市内企業の「Challenge & Innovation(挑戦と変革)」を後押しすることを目的とする。 【業務概要】 (1) 市内産業界における産業支援機能の強化 (2) 市内産業界における専門的かつ高度な支援の提供 (3) 市内産業界における地域共通課題への対応 (4) 市内産業界のニーズを捉えた、産業施策の研究と提案 (5) 調査報告書の作成
履 行 期 間	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日
契 約 年 月 日	令和6年4月1日
契 約 額 (税 込)	5,225,000円
契 約 の 相 手 方	[所 在 地 又 は 住 所] 長浜市高田町12番34号 [商 号 又 は 名 称] 一般社団法人長浜ビジネスサポート協議会
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	一般社団法人長浜ビジネスサポート協議会は、長浜市産業振興ビジョンの推進を目的として、長浜商工会議所と長浜市商工会を中心に、長浜バイオ大学や、一般社団法人バイオビジネス創出研究会、滋賀県東北部工業技術センター、金融機関等の連携により設立された市内産業界を包含した唯一の産官学金連携の団体であり、本市基幹産業の底上げ支援など、産業振興ビジョンの具現化に向けて、産業支援機能の強化を図るべき団体である。上記のことから、同社と随意契約を締結する。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項（該当する項目に○印） 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格（賃借の契約にあつては、予定 (1) 賃貸借料の年額が長浜市契約規則（平成18年長浜市規則第37号）で定める額を超えないものをするとき。 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (9) 落札者が契約を締結しないとき。